

## 平成 26 年度 鹿屋市社会福祉協議会事業計画

### 基 本 方 針

少子高齢化や過疎化の進行，相互扶助機能の低下などに伴い，地域や家庭を取り巻く環境が大きく変容し，さらに経済情勢や雇用環境の厳しさの長期化も相まって，孤立死や自殺，ひきこもりなどの社会的孤立の問題，経済的困窮や低所得の問題，虐待など，地域における生活課題は深刻化し，複雑化しています。そこで，だれもが住み慣れた地域で安心して住み続けることのできる地域社会の実現を求めているなか，民間の立場から地域福祉を推進する社会福祉協議会の役割は益々重要になっています。併せて，地域社会における社会福祉協議会の存在意義を住民に，事業活動を通して，今まで以上に十分に理解していただくことも大事であります。

当社協は，「市民誰もが安心して暮らせる健康でぬくもりに満ちた福祉コミュニティの創造」にむけて，子育て支援事業から高齢者・障がい者支援事業，ボランティア事業，ふれあい・いきいきサロン活動，市民の悩みごと総合相談事業など，社協の特性を生かしながら，地域に密着した福祉サービスの提供に努めるとともに，平成 23 年度に策定した「鹿屋市地域福祉活動計画」に基づき，地域支え合い推進セミナーの開催，町内会区域等での声かけ・見守り活動等を行なう組織基盤づくりなど，地域住民をはじめ行政や関係機関・団体等が協働した地域福祉活動の総合的な推進を図ります。

さらに，市民交流センター福祉プラザの指定管理施設の運営や多くの委託事業及び介護保険事業の実施を通し，市民・利用者の身近なニーズを適確に把握し，より利用者本位，地域に密着したサービスを展開します。

一方，国や地方の行財政改革や介護関係の地域内での施設の増及び制度改正に伴い，当社協においても経営面では厳しい状況にあり，そのため中長期的な視点にたち，既存の事務事業の検証・見直し及び組織経営体制の改善等社協の改革に取り組んでまいります。

今後は，地域福祉活動の推進が社協にとって最も重要であり，これからも地域住民をはじめ行政や関係機関・団体等と連携を図り，地域福祉推進の中核的推進団体として地域住民の福祉向上を図るため，次の重点目標を掲げて事業を推進いたします。

### 重 点 目 標

- 1 地域福祉活動の推進
- 2 福祉教育やボランティア活動の推進
- 3 広報啓発活動等の充実
- 4 社会福祉協議会の基盤強化（財政運営の適正化，職員の資質向上等）
- 5 在宅福祉サービス事業の充実と効率的な運営
- 6 指定管理施設「福祉プラザ」の管理運営の充実
- 7 高齢者，障がい者，子育て関連事業の充実

## 事業実施計画

### 【総務課所管】

#### 1 会務の運営並びに連絡・協調

(1) 本会の円滑な運営と事業の推進を図るため、次の役員会等を開催する。

- ① 正副会長会 5月・12月・3月
- ② 理事会 5月・12月・3月
- ③ 評議員会 5月・12月・3月
- ④ 監事会 5月

(2) 適正かつ効率的な組織運営

- ① 定款・規程等の適正な管理
- ② 組織体制の見直しと管理業務の効率化
- ③ 職員人事と処遇管理
  - (ア) 適正かつ効果的な人員配置
  - (イ) 労務管理・給与・福利厚生・辞令等業務の効率化
- ④ 財務会計等の運営・管理
  - (ア) 新会計基準に基づく適正な会計処理
  - (イ) 会計事務（予算，決算，経理事務他）
  - (ウ) 財産の適正な管理（基本財産，固定資産，基金他）
  - (エ) 内部監査の実施
- ⑤ 個人情報の適正な管理
- ⑥ 法人の庶務全般

(3) 関係機関・団体等との連絡・協調

- ① 行政との連絡・協調
- ② 住民自治組織との連絡・協調
- ③ 関係諸団体，福祉施設，関係機関等との連絡・協調並びに民生委員・児童委員協議会事務局の受託
- ④ 県社協，九社連，全社協との連携

#### 2 会員制度の周知と加入促進

会員制度について、市民への更なる周知に努めるとともに加入を促進し、社協活動への理解と支援を求める。

#### 3 広報活動等の推進

福祉活動に対する市民の関心と理解を深めるとともに福祉に関する様々な情報を提供するため次の事業に取り組む。

- (1) 社協だよりの発行 [各戸配布，年4回]
- (2) ホームページの周知と適正な更新管理
- (3) リーフレット等の配布による社協活動紹介
- (4) 社協の各事業活動をパネル展示による紹介
- (5) その他各種研修会等での社協活動の紹介

#### 4 保有施設等の適正な管理・運営

当会が保有（管理）する施設について、民間福祉団体等の活動の拠点として適切かつ効率的な管理・運営に努める。

- (1) 鹿屋市社会福祉会館の管理運営
- (2) 輝北総合福祉センターの管理運営

#### 5 職員研修会等の開催

- (1) 定期的な職員研修会の開催
- (2) 県社協等が主催する会議や研修会への参加

### 【在宅福祉サービス課所管】

#### 1 介護保険関連事業の推進

市民が安心して在宅生活を継続できるよう、行政並びに地域包括支援センターや各医療・保健・福祉サービス事業所と連携を密にし、常に利用者本位の福祉サービスの提供に努め、可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう支援する。

また、各事業の効率的・効果的運営による経営の安定化と介護サービスの質の向上を目的に、職員体制を含め経営改善を行っていくと共に、本所分室と各支所が一体的に運営することが適切且つ可能な事業については統合化・一本化も視野に入れながら、長期的展望に立った事業運営、サービス提供に取り組んでいく。

- (1) 介護保険制度への適切な対応
- (2) 訪問介護（予防）事業の実施
  - ① 鹿屋訪問介護（予防）事業所
  - ② 輝北訪問介護（予防）事業所
  - ③ 串良訪問介護（予防）事業所
- (3) 訪問入浴介護（予防）事業の実施
  - ① 訪問入浴介護（予防）事業所
- (4) 居宅介護支援事業の実施
  - ① 鹿屋居宅介護支援事業所
  - ② 輝北居宅介護支援事業所
  - ③ 串良居宅介護支援事業所
- (5) 地域包括支援センターとの連携
- (6) 平成 27 年度制度改正へ向けた的確な対応

#### 2 高齢者自立支援（介護予防）事業の実施

在宅の高齢者等が住みなれた地域で尊厳ある生活を継続出来るよう、介護予防や日常生活上の支援を行い、要介護状態への進行の防止と在宅での自立した日常生活の維持向上を図り、高齢者の自立と社会参加の促進を図る。

- (1) 高齢者世帯等の自立と介護予防の促進を図る。
  - ① 高齢者等訪問給食サービス事業の実施
  - ② 高齢者等生きがい対応型デイサービス事業の実施

### 3 障がい者自立支援事業の実施

在宅の障がい者に対してノーマライゼーションの理念に基づき、その利用者が、可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活・社会生活を営むことが出来るよう支援し、常に利用者本位の福祉サービスを念頭に、質の高いサービスの提供に努める。

- (1) 障がい者総合支援法関連事業の推進を図る。
  - ① 障がい者居宅介護・重度訪問介護・同行援護の実施
- (2) 障がい者が自立した日常生活又は社会生活の促進を図る。
  - ① 移動支援事業（ガイドヘルプ）の実施
  - ② 障がい者訪問入浴介護事業の実施
  - ③ 肝属地区障がい者総合相談支援センターとの連携
  - ④ おおすみ障害者就業・生活支援センターとの連携
  - ⑤ 肝属地区障がい者虐待防止センターとの連携
- (3) 特定相談支援事業所の設置及び運営

### 4 葬儀事業の実施

### 5 その他

- (1) 介護に関する普及啓発
- (2) 障がい者に関する普及啓発
- (3) 介護並びに障がいに関する研修への積極的参加
- (4) 鹿児島県社会福祉協議会福祉人材・研修センター（鹿屋市駐在）との連携

## 【地域福祉課所管】

### 1 地域福祉活動の推進

誰もが安心して生活できる地域基盤を構築していくことを目指し、見守り声かけ活動やちょっとした困り事などの基本的な生活支援、また社会との繋がりを持ち地域への参加を促進するための居場所づくりなどを推進する。

- (1) 福祉活動専門員の配置
- (2) 地域支え合いコーディネーターの配置
- (3) 地域福祉推進協議会の設置
- (4) ふれあいネットワーク活動（見守り声かけ活動）の推進及び支援等
- (5) ふれあい・いきいきサロン活動の推進及び支援等
- (6) 日常生活支援サービス事業の実施
- (7) 鹿屋市あんしん地域ネットワーク推進事業との連携・協働
- (8) その他、地域福祉活動に関する連絡調整業務

### 2 地域福祉活動計画の進行管理及び評価

鹿屋市地域福祉活動計画に掲げた具体的な事業や活動が、計画どおりに実行されるよう適切な進行管理及び評価に努める。

- (1) 適切な進行管理
- (2) 評価委員会の開催
- (3) 内部評価体制の充実

(4) その他連絡調整業務

3 福祉教育やボランティア活動の推進

他人や地域を思いやる「福祉の心」の醸成を図り、福祉に対する理解と関心を深め、ボランティア活動の推進やその環境づくりに努める。

(1) 福祉教育の推進

- ① 福祉イベントの開催
- ② 福祉作文コンクールの実施
- ③ ボランティア活動推進校における福祉教育の支援
- ④ 福祉体験出前講座の開催（地域，学校，企業関係）
- ⑤ 福祉体験教材等の貸出（車椅子，高齢者疑似体験セット等）

(2) ボランティアの育成

- ① ボランティアリーダー研修会の開催（小学生）
- ② サマーボランティア体験学習の開催（中・高校生）
- ③ ボランティア養成講座の開催

(3) ボランティアセンター機能の充実

- ① ボランティアコーディネーターの配置
- ② ボランティアセンター運営委員会の開催（年2回）
- ③ ボランティア活動に関する情報の収集及び提供
- ④ ボランティアニーズの把握やボランティアの掘り起し
- ⑤ ボランティアの需給調整
- ⑥ ボランティアバンクの整備
- ⑦ ボランティアの活動支援（ボランティア活動保険加入手続き等）
- ⑧ ボランティアフェスタ等によるボランティア啓発活動の充実

(4) 災害時におけるボランティア活動の推進

- ① 県・市総合防災訓練等に参加（災害ボランティアセンター設置・運用訓練）
- ② 災害ボランティア養成講座の開催
- ③ 関係機関・団体と連携し，災害ネットワークづくりの推進

(5) 介護予防ボランティア事業の実施

- ① 介護予防ボランティアの周知及び登録
- ② 介護予防ボランティア研修会の開催（年12回）
- ③ 介護予防ボランティア手帳の交付
- ④ 介護予防ボランティア評価ポイントの付与・管理・転換交付金の交付等
- ⑤ 介護予防ボランティアフォローアップ研修会の実施（年1回）

4 鹿屋市市民交流センター福祉プラザの管理運営

高齢者や障がい者をはじめ，すべての市民が健康でいきいきと自立した生活を営み，社会参加活動を行うと共に誰もが気軽に交流を深めることができる地域福祉活動の拠点施設として，サービスの向上と運営の効率化に留意し，施設利用者との協力関係の構築を図り，適切な管理運営に努める。

(1) 福祉プラザの円滑な管理運営等に関する事業

- ① 福祉プラザ内の施設管理
- ② 福祉プラザ利用団体の登録管理（随時）
- ③ 福祉プラザ利用登録団体連絡会の開催（年1回）
- (2) 福祉プラザに関する情報の提供
  - ① 福祉プラザ通信の発行（毎月1回，町内会回覧及び各関係福祉施設・団体へ配布）
  - ② 社協ホームページや社協だより，市広報紙に福祉プラザ情報の提供
- (3) 福祉に関する調査
  - アンケート調査の実施
- (4) 福祉に関する相談事業
  - 一般相談の実施（午後1時～午後4時，月～金曜日，祝日・年末年始は休み）
  - ※午前9時から正午までは，ふれあいのまちづくり事業で実施する。
- (5) 福祉に関する研修及び啓発事業
  - ① 市民福祉教養講座の開催（年15回）
  - ② 福祉講演会の開催（年1回）
  - ③ 育児講演会の開催（年1回）
  - ④ ふれあい・いきいきサロン講座の開催（年1回）
  - ⑤ 市民ふれあい健康教室の開催（5回シリーズ）
- (6) 高齢者の健康増進及び生きがいつくり活動の推進事業
  - ① 高齢者入浴サービスの実施
  - ② 高齢者教養講座の開催（全4講座）
  - ③ 高齢者教養講座成果発表会の開催（年1回）
  - ④ 高齢者パソコン講座の開催（年6期延べ48回）
  - ⑤ 男性のための料理教室の開催（5回シリーズ）
- 5 心配ごと相談事業（ふれあいのまちづくり事業）の実施
 

市民の日常生活上のあらゆる相談に応じ，適切な助言及び援助を行い，相談解決の糸口が見いだせるよう心配ごと相談（総合相談）を実施する。

  - (1) 一般相談の実施（午前9時～正午，月～金曜日，祝日・年末年始は休み）
    - ※午後1時から午後4時までは，福祉プラザ管理運営事業で実施する。
  - (2) 専門相談の実施
    - ① 法律相談（毎月第2金曜日，午後1時～午後4時）
    - ② 財産・登記相談（毎月第2・3・4金曜日，午前9時～正午）
    - ③ 税務・経営相談（毎月第1金曜日，午前9時～正午）
  - (3) 巡回相談の実施（吾平・輝北・串良地域）毎月第2木曜日，午前9時～正午
- 6 地域での自立生活の支援の促進
 

成年後見制度や福祉サービス利用支援事業の対象となる者などに対し，一体的・総合的な支援を実施するための拠点を設置し，権利擁護を必要とする者への支援体制を強化する。

  - (1) 権利擁護推進センターの設置
  - (2) 成年後見制度や福祉サービス利用支援事業の相談及び情報提供

(3) 福祉サービス利用支援事業の実施

(4) 成年後見（法人後見）の実施

## 7 障がい者の社会参加と自立支援の促進

障がい者の社会参加と自立支援の促進を図るため、次の事業を実施する。

(1) 障害者社会参加促進事業の実施

① 手話奉仕員養成講習会（入門・基礎課程）の開催

② 点訳奉仕員養成講習会の開催

③ 音声訳奉仕員養成講習会の開催

④ 要約筆記奉仕員養成講習会の開催

⑤ 点字・声の広報発行事業の実施

(2) コミュニケーション支援事業の実施

① 手話奉仕員・要約筆記奉仕員の派遣

② 手話奉仕員専門研修会の開催（年1回）

(3) 福祉機器リサイクル事業の実施

## 8 子育て支援事業の推進

子育て中の保護者等が地域で安心して子育てが出来るよう子育て機能の充実を図る。

(1) 鹿屋市ファミリー・サポート・センター事業の実施

① アドバイザーの配置

② 会員の掘り起こし及び利用促進、会員間の調整

③ 新規登録会員への講習会の開催（年4回及び利用会員については随時登録）

④ 会員のフォローアップ講習会の開催（年1回）

⑤ 全体交流会の開催（年1回）

⑥ 会報の発行（年2回）

(2) つどいの広場“りな”事業の実施

① 子育てアドバイザーの配置

② つどいの広場“りな”の開設（子育て親子の交流、つどいの場の提供）

③ 子育て支援講習会の開催（月1回）

④ 子育てイベントの開催（2ヶ月に1回程度）

⑤ 子育て等に関する相談、援助の実施

⑥ りなっこだより〔“りな”に関する情報の提供〕の発行（月1回）

(3) 子育てに役立つ情報の収集及び提供

(4) 子育てサロンの推進及び支援

## 9 福祉情報の収集及び提供

(1) 福祉モニターの配置及び福祉モニター会議の開催等

(2) 福祉情報配信事業の実施

(3) 福祉関係機関・団体等からの情報収集並びに連携強化

## 10 低所得世帯等の福祉の増進

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯、失業者世帯等の自立更生や生活の安定を図る。

(1) 生活福祉資金相談支援員の配置

- (2) 生活福祉資金の相談, 助言, 貸付, 償還指導
- (3) 小口資金貸付事業の実施
- (4) 償還促進月間の実施
- (5) 法外援護事業の実施
- 11 一般社会福祉事業の推進
  - (1) 災害援護事業の実施
  - (2) 福祉機器貸出事業の実施
- 12 各種イベントの開催
  - (1) 鹿屋市保健福祉功労者の表彰式典の開催 (鹿屋市と共催)
  - (2) 鹿屋市保健福祉ふれあいレクリエーションの開催 (鹿屋市と共催)
  - (3) 第8回赤い羽根・共同募金チャリティグラウンドゴルフ大会の開催
- 13 共同募金配分金事業
  - 鹿児島県共同募金会から配分される一般配分金並びに歳末たすけあい配分金を公平かつ効果的に活用し, 地域福祉活動等の充実を図る。
  - (1) 地域福祉活動支援事業や障がい児(者)福祉サービス事業所活動支援事業, 安心・安全福祉のまちづくり支援事業, 地域歳末たすけあい助成事業の公募型事業の実施
  - (2) 共同募金配分金の使途等に係る情報収集等
- 14 福祉団体等の育成援助
- 15 温泉公衆浴場事業の実施
- 16 共同募金運動への協力
- 17 日本赤十字社社員増強運動への協力